

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>1</p> <p>【植水地区】 県道56号線の安全対策について</p> <p>大宮駅から治水橋に行く道路が狭く、カーブも多い。交通量も多いため、安全対策をお願いしたい。</p>	<p>ご要望に対応する課は、建設局道路環境課と道路計画課になります。確認した内容を申し上げます。 ご要望いただいている区間の一部については都市計画道路三橋中央通り線として計画決定されておりますが、整備路線としての位置づけがなく、整備時期は未定となっております。また、その他区間についても、歩道整備には、用地を新たに確保する必要があり、沿線の権利者様のご協力や多くの時間が必要となることから、現在整備の予定はございません。 特に危険な箇所等ありましたら、現場診断を実施し、可能な安全対策について検討させていただきます。 【西区くらし応援室】</p>
<p>2</p> <p>【植水地区】 新川の水質浄化について</p> <p>新川の拡幅工事が進行中だが、生活排水や雨水が流れ込み、下水路にもなってしまう。一時より水質はよくなっているが、まだ水質が満足できるほど良くはないため、改善してほしい。</p> <p>環境対策課が年6回水質測定を行っているとのことだが、その結果はどうなっているか。見る限りかなりひどい状況に見える。たまたま子どもが入ったりしていることもあり、危ないので注意している。今後のどのように対応していくのかも聞きたい。</p> <p>新川の水量は日々変わるので、適切な測定をお願いしたい。</p> <p>浄化槽世帯について、下水道整備後、本管に接続をしなければならぬ期限はあるのか。また、指導はどうやっているのか。</p>	<p>ご要望に対応する課が3つございます。 まず1つ目は、建設局河川課になります。確認した内容を申し上げます。 準用河川新川においては、河川の適切な維持管理として、年2回の草刈を実施しております。 2つ目は、建設局下水道維持管理課になります。確認した内容を申し上げます。 新川沿川における公共下水道の整備はほぼ完了しています。浄化槽を利用し生活排水を新川に流している家屋等を対象に、普及指導員による戸別訪問等により公共下水道への接続を働きかけ、新川への水質改善を図ってまいります。 最後は、環境局環境対策課になります。確認した内容を申し上げます。 新川の水質測定については、新袋橋(西区大字水判土、鴨川に合流する直近の橋)において、年6回行っており、「さいたま市の環境」(ホームページ及び冊子)で公表をしています。測定は、今後も継続していく予定です。 【西区くらし応援室】</p> <p>新川の水質測定については、平成18年が5.7、20年が8.0、22年が8.5、24年が6.8、26年が3.9、28年が5.7、30年が3.9、令和元年が2.9、2年が3.0、3年が3.3であり、現在のBODは基準値以下となっております。 【西区くらし応援室】</p> <p>下水道法の期限では、本管整備後、浄化槽世帯は、期間は明示されていませんが「速やかに接続する」となっております。また、汲み取りの場合は3年以内となっております。 普及指導員は市内に8人おり、内4人が北部圏内(旧大宮市域、岩槻市域)で従事しており、概ね2、3年で一周り指導しています。指導については、主に下水道接続についての説明となっておりますが、悪臭がひどいといった場合には、環境対策課とともに指導することもあります。 【西区くらし応援室】</p>
<p>3</p> <p>【植水地区】 新川沿いに街路灯を数基立ててほしい</p> <p>飯田橋から佐知川橋にかけての新川沿い南側に1基も設置無く、夕暮れに散歩する住民から強い要望がある。</p> <p>設置は河川側か。農家はLEDだと稲の生育に影響があるので、河川側にしてほしい。</p> <p>概ねの予定は。</p>	<p>ご要望について、先日、区役所において現地調査を行ったところ、お話しいただいたとおり、飯田橋から佐知川橋の間には街路灯がないことを確認いたしました。 また、馬宮中学校周辺の新川拡幅工事が行われているところですが、拡幅工事に伴う周辺道路の通行制限も外れ、道路整備も進んでいるようでしたので、LED街灯の設置を検討してまいります。 【西区くらし応援室】</p> <p>慎重に調べ、情報交換しながら設置場所を検討します。 【西区くらし応援室】</p> <p>来年度までに設置できればと思っております。 【西区くらし応援室】</p>
<p>4</p> <p>【植水地区】 佐知川公園の遊具付近の舗装面亀裂及び隆起の補修について</p> <p>木の根による隆起が幅2m、高さ10cmにも及んでおり、特に自転車で通行する住民から強い要望がある。大きな事故になる前に対応いただきたい。</p> <p>普段から見れば、このような状況になる前に分かるのでは。</p>	<p>ご要望に対応する課は、北部公園整備課になります。確認した内容を申し上げます。 11月6日(月)に現地確認し、ご指摘のとおり根上りによる舗装の亀裂と隆起を確認いたしました。 そのため、11月8日(水)に段差注意の看板を設置し、今年度中に舗装を打ち換える予定です。工事方法は段差部分の舗装を撤去し、根を頂点としたスロープ状に再舗装することになると思います。もう1カ所はモルタルでならす予定です。 なお、さいたま市の公園内は、自転車を含む車両の走行が駐車場等の指定場所以外禁止されておりますので、自転車の公園内の通行は控えて下さるようお願いいたします。 【西区くらし応援室】</p> <p>草刈り等を業者に委託し行っており、受託業者は見ていると思いますが、公園担当者がすべて把握できているわけではないと思います。 そのため、要望が出てきてからの対応になっていると思います。 【西区くらし応援室】</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>【植水地区】 自治会加入のための施策の強力な推進について</p> <p>「さいたま市自治会等の進行を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」第4条第3項に規定する「市民等の自治会等への加入を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を積極的に講じなければならない。」とあるが、不十分ではないか。</p>	<p>担当する本庁コミュニティ推進課へ確認した内容を踏まえ、お答えいたします。 現在、さいたま市では、さいたま市自治会連合会と連携し、様々な自治会加入促進策を講じております。 加入促進策といたしましては、 ・自治会掲示板や公共施設への加入促進のポスターの掲示 ・転入された方に対する区役所や支所の窓口での加入促進のリーフレットの配布 ・各種イベント等でのリーフレット、啓発品の配布 ・住宅の建築主の方へ、新たに入居する住民の加入促進への協力をお願い などを行っているところです。 また、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会と、平成27年に協定を締結し、物件の販売、管理及び仲介等の新規契約又は継続契約時において、新規転入者や住宅購入者に対し、自治会への加入促進の働きかけをお願いしております。 さいたま市自治会連合会におきましても、加入促進部会を設置して調査研究を行い、令和元年6月に報告書を取りまとめ、加入促進策の提案もされています。</p> <p>今年度は、物件の販売、管理及び仲介等の新規契約や住宅購入者に対し、自治会加入促進の働きかけをしていただくよう「全日本不動産協会埼玉県本部」と自治会加入促進に関する協定を締結したところで、その他、西区自治会連合会事業として、西区ふれあいまつり等でのリーフレットや啓発品の配布、市報西区版に自治会への加入促進に向けた自治会の活動を紹介する記事を掲載しており、今後も引き続き行って予定です。 改めて申し上げるまでもございますが、自治会への加入促進の特効薬はなく、加入を進めるにあたっては、根気よく関係性を築き上げていくことが重要であると思います。 【西区コミュニティ課】</p>
<p>【植水地区】 自治会のこれからについて</p> <p>自治会員の減少などで自治会役員の後任がない。同じ人だけでずっと回っている。行政などからの要請等が増加して役員の負担がどんどん増え、ますます手不足となっている。 報酬制度を含めた手不足の解消策はないか。</p>	<p>本庁コミュニティ推進課へ確認した内容を踏まえ、お答えいたします。 社会情勢の変化に伴う近年の自治会役員のなり手不足につきましては、さいたま市においても喫緊の課題として認識しております。 市では、自治会運営に係る負担軽減の取組といたしまして、 ・電子メールによる各種補助金の申請受付 ・自治会での電子回覧板の導入に向けたモデル事業やオンライン会議の実施方法に関する講座 ・総務省と市で行うデジタル活用支援講習会 などを実施しており、若い世代に対しても自治会活動に参加していただけるよう、自治会運営のICT化支援につきましては、積極的に取り組んでおります。 なお、報酬制度のご提案につきましては、他の自治体で、市から自治会長への報酬を支払っていた事例があるものと承知しております。</p> <p>こうした自治体では、地方公務員法上の特別職として任用した上で、報酬を支払っていたところですが、この特別職については、地方公務員法の改正により、任用できる場合が厳格化され、自治会長の職にある方を特別職として任用することができなくなりました。 このことを受けて、自治会長の方へ報酬を支払っていた自治体では支払いを見直しております。 従いまして、役員の負担軽減につきましては、報酬制度を用いることは難しく、先ほど申し上げたような、自治会運営に係るICT化の支援等、様々な取組を検討し、自治運営に係る負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。 西区役所といたしましては、補助金に関する負担軽減策として、今年度より区役所で取り扱う補助金について、一括で送付するとともに、受付をワンストップにしたほか、日曜開庁日での申請受付を行いました。 今後も、区役所でできることもあるかと思っておりますので、皆さまのご苦勞を受け止め、取組みを充実させていきたいと思っております。 【西区コミュニティ課】</p>
<p>【植水地区】 自治会加入のための施策の強力な推進について</p> <p>自治会が管理しているごみ収集所について、自治会員以外の方が利用するのはおかしい。カラスネット等の用品も自治会で購入している。 自治会員でない人は、それぞれ自分たちで設置し、清掃事務所に申請するのが筋では。そのように説明してもよいのか。</p>	<p>本庁廃棄物対策課へ確認した内容を踏まえ、お答えいたします。 まず、ごみ収集所の利用について、自治会への加入を条件とするといったことは認められないといった最高裁の司法判断がでています。そのため、ごみ収集所を利用するために自治会への加入を義務付けるといった条例を制定することはできないものと思われず。 簡単ではありませんが、自治会未加入の方が新たに収集所を利用したいというケースでは、掃除当番や収集所の維持管理負担等についてご協議いただき、合意の上解決された事例もありますので、地域の状況に応じ、弾力的な運用をご検討いただくと幸いです。 しかしながら一方で、収集所の利用の方法を分けることにより、自治会加入が進まなくなるのではとの危惧もあります。自治会は収集所だけではなく、地域の連帯意識や郷土意識の醸成につながる活動を主としており、そこに影響がでてしまう恐れもあるかと思っております。 廃棄物対策課には、今後、中長期的に自治会に頼らない方法も検討しなくてはならないのではと意見を申し上げたところです。また、衛生協力助成金についても助成金額の算出方法が実態と合致していないように思われることから、改善についての意見も申し上げました。 他の区でも同様な課題が出てきておりますので、引き続き廃棄物対策課と協議してまいりたいと思っております。 【西区コミュニティ課】</p>
<p>【植水地区】 ゴミ収集所の管理運営について</p> <p>自治会未加入者にゴミ出しについて話したところ、「役所に聞いたらどこに捨ててもよいと言われた」と言われた。 ゴミ収集所の清掃管理などは自治会が行っている。自治会員は会費も払い、清掃もしているが、自治会未加入者は、会費も払わず、清掃もしないでゴミは出し放題というのはおかしい。 行政の方でなにか手を打てないものか。</p>	<p>担当する本庁廃棄物対策課へ確認した内容につきまして、お答えいたします。 日頃から、ゴミ収集所の諸問題にご尽力いただき感謝申し上げます。 ゴミ収集所の清掃保持につきましては、法律及び市の条例やごみ収集所の要綱に基づき、当該収集所の利用者で行っていただいている中で、自治会員だけの負担となっているのは、御指摘のとおり偏りがあると言えます。 掃除当番等を利用者間で輪番制を採用するなど分担することや、収集所利用に伴う対価として負担金の徴収等、公平な負担のもとで維持管理を行っていただくことが望ましいと考えられますので、自治会未加入の方々ともご協議いただき、合意を図られるようご検討いただくと幸いです。 【西区コミュニティ課】</p> <p>司法判断では、一部の負担等を求めず自治会未加入者だから使えませんというのは違法であるとしており、裏を返すと、そのような提案は双方で合意の下であれば問題はないと解釈できるのかなと思っております。 【西区コミュニティ課】</p> <p>自治会員以外の方は出せません、といった表示を収集所にするのはだめなのか。他の自治会はどうなのか。</p> <p>市の連合会でも収集所についての話が出ていますが、建築確認申請時に自治会加入を案内する取組も行っている。また、役所の窓口でも案内はしているか聞いている。</p> <p>うちの自治会では、ゴミ収集所の管理はしていない。管理者がいないから、話し合った結果、自治会加入・未加入の問題もあるため、利用者で管理することになっている。 カラスネット等の要望があった場合には自治会で負担し支給している。 自治会の土地であるなら未加入者のゴミ捨てについて断れるかもしれないが、道路上等の収集所であれば難しいのでは。</p> <p>さいたま市はポスター等での加入促進を行っているとのことだが、実際には加入率は下がっている。 上げるためにはさいたま市の方策を見直す必要がある。 最近の自治会はほとんど魅力がないので、魅力をPRするだけでは加入につながらないため、自治会に加入したくない理由を把握し、その対策をする必要がある。例えば、組長や役員をやりたいくないならその意向を承諾し加入してもらう。 このようなやり方などで、当自治会は加入率を85%近くまで増やしている。</p>

No.		回答・見解・処理方針の内容
	<p>浜松市では加入率が高いが、実際に住んでいた方にお聞きしたい。</p>	
	<p>浜松市は政令指定都市だが、田舎で、お祭りが好きな街なので、いろいろな祭りがある。自治会に加入しないとそういった祭りに参加できなくなり、実質村八分となってしまふ。また、地元企業に勤めている人が多く、都内に出動している人が多い西区とは現況が異なっている。</p>	
	<p>自治会員以外の人は収集所は利用できないといった強制力がない限りは今後も加入率の減少は止まらないと思う。またはそれに準ずる方策はとれないか。</p>	<p>収集所を清潔に保つため、利用している人たちに負担を求めることは問題ないのでは。 【副区長】 条例等で制定することは難しいと思います。使用しているたちが合意のもとで負担することは問題ないと思います。 【西区コミュニティ課】</p>
5	<p>【植水地区】 自治会加入のための施策の強力な推進について  敬老祝い金(当自治会では祝い品をお届け)について、自治会未加入者についても自治会員と同様のサービスを行うことはおかしいのでは。市と社協から補助はあるが、社協には自治会から負担金も出している。自治会加入者が増えるのならよいが、自治会役員が自治会未加入者に祝い品を持っていくのはおかしい。</p>	<p>事務を所管しております高齢福祉課の回答をお伝えします。 敬老会等事業は、高齢者の方を敬愛し、その長寿を祝すとともにますますの健康を願って、敬老の日を中心に敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等の団体に予算の範囲内で補助金を交付する事業です。そのため、その目的に資する敬老会を補助対象としており、自治会加入の有無は要件としておりません。 また、本事業は、敬老の目的以外に高齢者の地域との交流機会の創出や、安否確認といった趣旨も含め補助を行っています。 敬老会を主催されます自治会の皆様には、敬老会の対象者が広範になりご負担をお掛けしますが、ご理解の程お願い致します。 【西区高齢介護課】</p>
6	<p>【植水地区】 敬老会等事業補助金交付制度について  本事業の趣旨は理解できるが、年々対象者が増加している。式典を開催する場所が手狭で不可能となっている。記念品の配送にも自治会未加入者が多く、役員の負担となっている。本制度の展望と役員の負担軽減策がないものか。</p>	<p>事務を所管しております高齢福祉課の回答をお伝えします。 敬老会において、ご質問のとおり祝賀会への参加の案内通知の送付や会場の設営、記念品等の購入など事前の準備に加え、欠席者への記念品の配布など大変な負担があるものと認識しています。 地区によっては、自治会等の実施団体の主催者が高齢にあるなど、担い手自体が不足し、開催が困難となっている状況もお聞きしています。 本事業は、さいたま市として3市合併の平成13年度より長きにわたり継続しておりますが、高齢化の進行により、事業対象者は年々増加している状況にあり、従来と異なり事業を実施していくうえで様々な課題が出てきていると考えております。 また、市が負担する補助金額も増加しており、財政負担が厳しい状況にもありますので、今後の事業の在り方については、他市の状況等を調査し、地域の皆様の声をお伺いしながら慎重に検討してまいります。 【西区高齢介護課】</p>
	<p>民生委員としては、事業の趣旨を理解しているが、自治会からすると、未加入者に配ることは不満がある。また、記念品ではなく、配らなくてもよいものとするはできないか。訪問してお顔を確認することはよいことだが、留守であることも多く、中には結果として施設に入ってしまったという方もいた。 敬老会式典はよいにせよ、記念品でないとだめなのか。</p>	<p>そのようなご意見についてもいただきながら、検討をしていきたいと思ひます。 【西区高齢介護課】</p>
	<p>敬老会の記念品について、自治会館に取りにきてもらう自治会もある。</p>	
	<p>自治会長は自治会組織の長であり、自治会会員のために従事するものと思っているが、先ほどの話の中で、自治会未加入者までみなければならぬのか。 敬老会の記念品もそこまでやる必要があるのか。 我々もボランティアであり、行政からこれもこれもと言われても困る。 今後加入率が減少し、自治会が消滅してしまう可能性もあり、怖く感じている。</p>	
	<p>自治会長は自治会員のために活動するといった考えで良いと思う。私の場合は市からの依頼にすべて応じているが、各自自治会の事情に応じて依頼を断つても良いと思う。 だが、地域を良くしようとする自治会の考えからすると、未加入者も含めたさいたま市の依頼には可能な限り協力すべきと思う。</p>	
	<p>この対話集会だが、やり方を見直す必要もあるのでは。出席者とは別の部署の回答が多く、やり取りがスムーズではない。可能なら、地区からの質問に事前に回答をいただき、所管課に対話集会前に相談し、その結果で当日話合うといった形や所管課の人にこの場にきていただくといったことができないか。</p>	
	<p>議事録がでるのが遅い、昨年も遅く、自分の意見もうろ覚えになってしまふ。できれば1週間後とかに出してほしい。</p>	
	<p>引き続き検討するといった回答が多く、昨年出した法人の加入問題についても検討するとなっているが、実際は進んでいない。できれば、その後の状況についても報告がほしい。</p>	
		<p>対話集会についてですが、昨今の課題は本庁組織の問題が多く、課題に係る区役所の近い部署が回答を提示している形です。現在、他区では対話集会自体を行っていない区もあるのですが、そのような方向に行くのも私としては違うような気がしています。実際に対話集会は限られた時間ということもありますので、事前に所管課の回答を提示したとしても、当日会場ですら質問があった際にお答えするのは難しいと思ひますので、運営について検討させていただければと思ひます。 また、議事録につきましても1週間というのは無理ですが、なるべく早くご提示できるようにしたいと思ひます。 本日は、自治会加入やそれに伴うゴミ収集所の話が多かったのですが、転入者等に対して区役所窓口でしっかりと自治会加入の案内について行っていきたくと思ひます。また、ゴミ問題については自治会の問題を象徴しているものかと思ひますが、ゴミ問題が解決したとしても地域の活性化とはまた違うものかと思ひます。 地域のつながりを作るのが自治会であると考えますと、自治会員の方もいれば未加入者もいる中で、未加入者にも会報を配ることで理解が深まり加入促進につながるのかなと思ひます。 ゴミ収集所についても法的な話もありますが、突き詰めていった結果が地域の分断につながる可能性も思ひます。  1つのコミュニティとして、ゴミだけではなく、防犯やまちの活性化もそうですが、皆さまのお力を借りながら犯罪が少ない街・地域のつながりが深いまちが成り立っていると思ひています。 皆さまが行っている活動は素晴らしいものであると思ひますし、その活動を見ている方々も必ずいると思ひています。きれいなごと思われるかもしれませんが、私はそのきれいなごが実現できればさらにより地域になると思ひています。 区役所としては、皆様方に過度に負担をおかけしないように今後も留意しながら、加入促進についても皆さま方とともに進めていきたくと思ひます。 対話集会についても、こういったご意見をいただきながら、職員一丸となってよい地域・まちづくりを生かしていきたいと思ひます。 【西区長】</p>